

教第 50 号議案

「神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会設置規則」の制定及び「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき行う協議及び委任」について

「神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会設置規則」を別紙のとおり制定する。また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会と市長が行う協議および委任の内容を別紙のとおり決定する。

令和元年 10 月 17 日提出

神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会設置規則をここに公布する。

令和元年10月●日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第●号

神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会設置規則
(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案(以下「当該事案」という。)に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
(担当事務)

第2条 調査委員会は、当該事案に関して、詳細な調査を行う。

2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たっては、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン(日本弁護士連合会、平成22年12月17日最終改訂)に基づき実施するものとし、教育委員会から独立した立場において、中立かつ公正で客観的な調査により事実の認定を行うとともに、これを評価し原因を分析するものとする。

3 調査委員会は、前2項の規定による調査により判明した事実及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

4 教育委員会職員は、調査委員会から第1項及び第2項の調査並びに第3項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 調査委員会は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律または教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する複数名の

委員で組織する。

- 2 前条第1項及び第2項の調査並びに同条第3項の規定による報告書の作成並びにこれらに伴う業務（以下「調査等」という。）を補助させるため必要があるときは、調査委員会に調査補助員を置くことができる。
- 3 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づき、この規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 調査補助員は、前条第4項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第5条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第6条 調査委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 調査委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等に関する協力の要請）

第7条 調査委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

（除斥）

第8条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。ただし、調査委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言すること

ができる。

(会議の公開等)

第9条 調査委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部教職員課において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 調査委員会が第2条第3項の報告書を提出した日

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき行う協議及び委任について

1. 協議内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを行財政局長及び行財政局の職員に委任することについて。

- (1) 神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会の委員の選任

2. 協議理由

教育委員会として設置する調査委員会の中立性、公平性を担保するため。

3. 協議実施及び委任期日

令和元年 10 月 日